解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

佐賀県佐賀市城内一丁目一番五九号

財団法人佐賀県青年農業者育成センター

代表清算人　溝口　宜彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

佐賀県伊万里市立花町一三五五番地一

財団法人伊万里湾漁業被害救済基金

清算人　塚部　芳和

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

宮崎県日南市北郷町大藤甲一五一九番地三

財団法人宮崎建設労働者研修福祉センター

代表清算人　守山　正之

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

鹿児島市与次郎二丁目八番八号

財団法人鹿児島県市町村職員厚生会

代表清算人　日髙　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市亀田二丁目一三九番地、最後の住所福島県郡山市亀田二丁目一六番一二号　被相続人　亡　加藤　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

福島県郡山市八山田五丁目四二三番地

相続財産管理人　弁護士　伊藤　高史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市知手中央九丁目九三番地八、最後の住所茨城県神栖市知手中央九丁目九番二五号　被相続人　亡　寺島　光一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

茨城県潮来市日の出八丁目一二番地六司法書士篠塚健司事務所

相続財産管理人　司法書士　篠塚　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋人形町一丁目四番地、最後の住所東京都練馬区東大泉二丁目一一番二一号練馬区立大泉特別養護老人ホーム

被相続人　亡　石原　律

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

さいたま市浦和区仲町四丁目一五番六号

相続財産管理人　山本　友恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市二ツ木二葉町二〇一番地九、最後の住所千葉県松戸市二ツ木二葉町二〇一番地の九　被相続人　亡　西條　文克

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

事務所千葉県柏市柏一―五―一〇　水戸屋壱番館ビル四階　弁護士法人よつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所千葉県館山市館山一四九五番地　被相続人　亡　長谷川重次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

事務所東京都豊島区南池袋二丁目三〇番七号　サトービル二階　弁護士法人きぼう東京きぼう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉岡　麻子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後大野市清川町雨堤一八七五番地、最後の住所横浜市栄区公田町七四〇番地三三棟三〇四号　被相続人　亡　麻生　義信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

横浜市中区本町二―一九　弁護士ビル六階

相続財産管理人　弁護士　堀口憲治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市草井町榊戸一一番地、最後の住所愛知県江南市草井町榊戸四五番地

被相続人　亡　酒向　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

名古屋市中区丸の内三―二〇―一七中外東京海上ビル一二階ひかり弁護士法人アイリス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区御幸通四丁目六番地、最後の住所名古屋市緑区黒沢台五丁目二一一番地名古屋市黒石荘　被相続人　亡　脇田　君子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

名古屋市北区喜惣治一丁目二九九番地の一

相続財産管理人　山城　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市余部町下条五四番地、最後の住所京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内一九番地　長生園　被相続人　亡　松井　勝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

事務所京都府亀岡市安町釜ケ前二―四―二F二〇三　秋山司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　秋山　伸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市大字下音羽二〇四番地、最後の住所大阪府茨木市下音羽九四―二

被相続人　亡　切石　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

大阪市中央区平野町一丁目八番一五号マルイト平野町ビル三階樹陽法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字渋久四一番地一、最後の住所兵庫県宝塚市高司一丁目八番三七号光南ハイツ三〇二号

被相続人　亡　北田　等

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二日

兵庫県宝塚市武庫川町一番三号ロイヤルメゾン宝塚二階　宝塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴崎　崇